

平成27年度

第1回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

- 日 時:平成27年7月7日(火) 19時30分～21時00分
- 場 所:鈴鹿市役所 本館12階 1202会議室
- 出席委員:5人 (全員出席)
- 内 容:下記のとおり

1 委嘱書交付

- ・ 鈴鹿医療科学大学教授 貴島 日出見 氏
四日市大学教授 小林 慶太郎 氏
高田短期大学教授 杉浦 礼子 氏
税理士 南条 七三子 氏
三重県なぎなた連盟理事長 安井 みどり 氏
以上5名(50音順)に鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員を委嘱した。
- ・ 委嘱期間は平成27年7月7日から平成29年3月31日

2 選定委員会について

事務局から選定委員会について、以下の説明を行った。

- ・ 選定委員会の設置根拠
- ・ 選定委員会の所掌

3 会長及び職務代理者の選出

会長の選出及び職務代理者の指名が行われ、次のとおりとなった。

- ・ 会長:小林委員
- ・ 職務代理者:南条委員

4 諮問

- ・ 市長から選定委員会に対し、公の施設の指定管理者の候補者選定に関することについての諮問を行った。

5 会議の運営等について

事務局から会議の運営等について、以下の説明及び提案を行った。

- ・ 公の施設の指定管理者制度運用指針に基づき会議は原則非公開とする。

- ・ 非公開理由は、率直な意見交換が損なわれること、審議及び調査が阻害されたりして、会議の目的が達成されない恐れがあること、申請団体の信用及び技術等に関する情報が公開され、申請団体の利益を害するおそれがあること。
 - ・ 選定委員会は非公開とするが、透明性の確保のため、会議録を作成し、公開する。
 - ・ 会議録は、過去の委員会同様、議事内容を要約筆記とする。
 - ・ 会議録での委員発言は、個人が特定されない表記とする。
 - ・ 会議録の内容から情報公開条例による不開示情報、応募者のノウハウ等は除外する。
 - ・ 会議録は、公開前に委員の内容確認を経ることとする。
 - ・ 委員の氏名は、ホームページで公開する。
- 事務局の提案が了承される。

6 指定管理者候補者選定を行う施設について

事務局から指定管理者候補者選定を行う施設について、以下の説明を行った。

- ・ 本年度指定管理者候補者選定を行う施設は、社会福祉施設が2施設、スポーツ・レクリエーション施設が1施設の計3施設である。

7 指定管理者の募集方法に関する審議

(1)桜の森公園野球場

桜の森公園野球場の指定管理者の募集方法について、当該施設を所管するスポーツ課から施設の概要調書を中心に非公募とする考え方と理由を示し、2年間と指定管理期間が短いことなどから、その妥当性が認められた。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・ 体育協会は、現行の指定管理者であるが、その管理実績はどうか。市民からの評判やトラブルの有無などを教えていただきたい。

【スポーツ課】

- ・ 毎月、モニタリングを実施しており、利用者の声も良好である。
- ・ 修繕の対応は、迅速である。
- ・ 特に利用者からの苦情も届いていない。

【委員】

- ・体育協会が公の施設の管理を担うことは、妥当なことであると思われるが、他に候補となる団体はあるのか。

【スポーツ課】

- ・現行、体育協会が指定管理者となっている施設の一部は、以前、違う事業者が指定管理者となっており、全国的には、スポーツ施設の管理に特化した団体が管理している事例もあるとのこと。
- ・しかし、本市では鈴鹿市体育協会を指定管理者としており、その管理実績は、市民からも好評を得ているものである。
- ・一般的には、スポーツ施設の指定管理者となり得る団体は、他にも考えられるものである。

【委員】

- ・平成25年度に非公募で体育協会を指定管理者候補者としようとする際、何度も話し合ったことであるが、あまりにも体育協会に偏っているのではないかと。
- ・他にも責任を持って当該施設群を一体的に管理する団体はあると思われる。
- ・公募にして比較することも1つの案ではないか。
- ・最初から非公募で体育協会にというのは、偏りすぎであるように感じる。

【スポーツ課】

- ・桜の森公園野球場に限らず、全体的な話として御指摘いただいたということで良いか。

【委員】

- ・既に指定管理を始めている部分は、今回の審議事項ではないので、今回の分として話をしているが、一般市民の目から見て、これまでの話に加えてさらに非公募で体育協会が管理する施設を増やすということが、どう反応があるのかが気になっている。

【スポーツ課】

- ・一体的な管理をすることで、予約等をはじめスムーズな管理ができています。

【委員】

- ・他のスポーツ関連の指定管理者導入施設と指定管理者の募集時期を揃えることが、この2年という指定管理期間を設定した理由であるのか。

【スポーツ課】

- ・そのとおりである。
- ・2年後の募集に際しては、議会からの御意見やモニタリングの結果等を真摯に受け止め、改めてどのような形が良いかを検討したいと考えている。

【委員】

- ・2年後に再考するのであれば、今回は非公募でも良いと考えられる。

【委員】

- ・一体的に管理することを求めた場合、スケールメリット等が生まれる半面、指定管理者の偏りが必ず出てくるので、一体的な管理をするかどうかについても、公募、非公募の検討に併せて再考しておく必要がある。

【委員】

- ・指定管理施設の募集単位についての議論を本委員会の対象とするかどうかについては、整理しておく必要がある。

(2)ベルホーム

ベルホームの指定管理者の募集方法について、当該施設を所管する障害福祉課から施設の概要調書を中心に非公募とする考え方と理由を示し、利用者と指定管理者との持続的な信頼関係が当該行政サービスを提供する上で不可欠であることなどから、その妥当性が認められた。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・施設の概要調書に延べ利用者数が書かれているが、実利用者数はどの程度であるのかを知りたい。
- ・平成24年度と比較して指定管理料が半減しており、平成26年度にはマイナス収支となっている点について内容を確認させていただきたい。

【障害福祉課】

- ・実利用者である登録者数については、47名である。
- ・指定管理料が半減している件については、当該施設で提供しているサービスについて、訓練の費用が国費負担となり、国費負担が増えた分だけ市の負担が減ることになったためである。

- ・赤字になっている件については、延べ利用者数の想定が難しく、単年度では赤字となっているが、指定管理期間全体では黒字となっている。

【委員】

- ・単年度とはいえ、赤字になるような事業であるなら、指定管理者は事業として続けられるものなのか。

【障害福祉課】

- ・当該指定管理者は、社会福祉協議会であり、営利を求める団体ではなく、また、代替性のある団体でもないため、療育センターの指定管理を含め、他の事業と併せて団体として黒字収支であれば事業継続に問題はないと考えており、不採算事業を切り捨てるようなこともないものと考えている。

【委員】

- ・ベルホームの管理は、現在の指定管理者である社会福祉協議会以外の候補は考えられるのか。

【障害福祉課】

- ・当該施設は、指定管理者制度が創設される以前から社会福祉協議会が管理しており、利用者との継続的な信頼関係が何よりも優先される施設であることから、社会福祉協議会以外の団体が当該施設を管理することは考えられないものとしている。

【委員】

- ・募集に際しては、数字等をわかりやすく募集要項等に示す必要があるように感じる。

(3)療育センター

療育センターの指定管理者の募集方法について、当該施設を所管する障害福祉課から施設の概要調書を中心に非公募とする考え方と理由を示し、利用者と指定管理者との持続的な信頼関係が当該行政サービスを提供する上で不可欠であることなどから、その妥当性が認められた。

主な審議内容は次のとおり。

【委員】

- ・公募にしない理由として、同等のサービスを提供する他の団体が存在しないと明確

に記載しており、利用者アンケートの結果も良いことが記載されているので、非公募で良いと考えられる。

- ・しかし、ベルホームと同様に平成26年度の収支について赤字になるなどの結果が出ているので、その対応等については、考えているのか。

【障害福祉課】

- ・適正な指定管理料になるよう双方努めていく。

【委員】

- ・制度が変わっていく中で、平成28年度以降の動きを現在の指定管理者と一緒に進めて対応を進めているところであり、仮に指定管理者が変わった場合、行政サービスの継続面に大きな影響が出るというのも非公募とする理由の1つであるのか。

【障害福祉課】

- ・そのとおりである。

【委員】

- ・公募して、多くの応募があることが望ましいが、実際のところ当該施設を管理できる団体はほとんどない上、サービスの質的にも現行の指定管理者である社会福祉協議会がオンリーワンとなっている状態であると考ええる。

8 選定作業スケジュールについて

事務局から選定作業スケジュールについて、以下の説明を行った。

- ・本年度の選定委員会は全4回を予定している。
- ・7月に募集方法に関する審議を2回、9月に申請内容に対する市の評価に関する審議等を2回予定している。
- ・意見書案の提出等、既に意思決定がなされている事項を書面で取りまとめるに当たっては、必要性を判断して委員会の開催の有無を決定することとする。
- ・第2回の開催(7/23)は、会長と事務局で作成した意見書案について、各委員に意見を照会し、その意見に応じて開催を決定することとする。(その決定は、7/15に行い、その結果は電子メールで連絡することとなる。)

9 その他

特になし